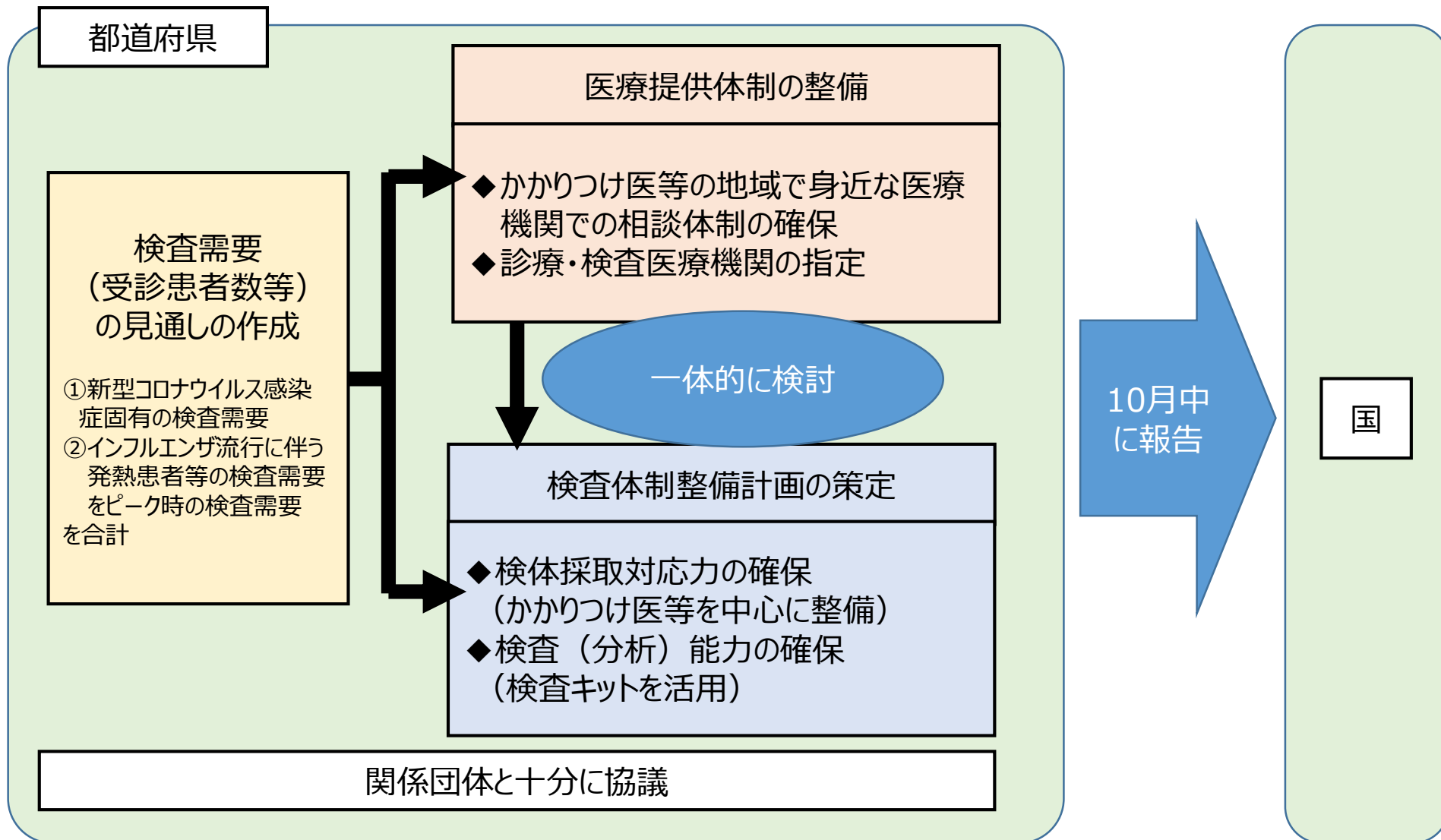


インフルエンザ流行期における発熱患者対応について



発熱患者の外来診療体制のフロー図

これまで



電話相談



帰国者接触者相談センター
又は保健所（平日のみ）

案内



帰国者・接触者外来

陽性
確認



入院又は宿泊療養

これから

発熱者等
電話相談医療機関

電話相談

かかりつけ医
（相談対応のみ）

案内

発熱者等
診療・検査医療機関

① 診療・検査が可能



- 既存の帰国者・接触者外来
- かかりつけ患者を診療・検査する行政検査委託医療機関
- その他の医療機関

② 診療＋検体採取 民間検査機関



陽性
確認

かかりつけ医
（相談診療検査できる場合）

案内

③ 診療のみ

PCR検査センター



入院又は宿泊療養

土日・夜間や
相談先が
ない場合

電話相談



受診相談センター及び
保健所（平日のみ）
又は

発熱者等夜間等
相談医療機関

【改正のポイント】

- 発熱している者は、**まず、かかりつけ医に電話相談を**
- 発熱者等診療・検査医療機関の拡充が必要

指定医療機関の概要

区分	概要	主な要件	指定
発熱者等 電話相談 医療機関	発熱者等が電話等で相談を行い、看護職員等が適切な医療機関を案内するとともに、家庭内での感染対策の指導等を行う	かかりつけ患者の発熱に際し、医療機関を案内する等相談体制を整備していること	道が指定
発熱者等 夜間等相談 医療機関	発熱者等電話相談医療機関の指定を受けている医療機関のうち、受診・相談センターからの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱者等の土日祝日や夜間の対応時間に想定される発熱者等からの電話相談に対応する	土日祝日や夜間の対応時間に想定される発熱者等からの電話相談に対応できる体制を確保していること	道が指定
発熱者等 診療・検査 医療機関	発熱者等の診療又は検査を行う	発熱患者が他の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線が分けられていること	道が指定

道の電話相談体制を整備した医療機関 及び診療・検査医療機関の整備方針①

他都府県よりも早く訪れる秋冬は、季節性インフルエンザの流行期でもあり、新型コロナウイルス感染症に加え、発熱患者が大幅に増加することが見込まれる。

道では、医師会等とも連携し、より多くの医療機関に対し、発熱患者を受け入れていただけるよう、感染防止に必要な設備整備や防護具等を支援するとともに、今後、各地域の実情を踏まえながら、相談・診療・検査の役割分担について協議を進め、発熱患者の受入体制を整備する。

1 指定の考え方

(1) 電話相談体制を整備した医療機関

- ① 発熱患者等が電話等で相談を行い、看護職員等が適切な医療機関の案内等を行う医療機関（**発熱者等電話相談医療機関**）を、**意向を踏まえ、指定**する。
- ② また、①のうち、国が整備を求めている「受診・相談センター」からの依頼を受けて、代理的機能として土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関（**発熱者等夜間等相談医療機関**）**については、意向や地域での協議を踏まえ、指定要件を満たすものを指定**する。
- ③ 指定や解除にあたっては、医療機関の意向や、インフルエンザ等の発生動向、国の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、柔軟に対応する。

道の電話相談体制を整備した医療機関 及び診療・検査医療機関の整備方針②

1 指定の考え方

(2) 診療・検査医療機関（発熱者等診療・検査医療機関）

- ① 現在、新型コロナウイルス感染症の診療・検査を行っている次の医療機関について
は、意向を踏まえ、指定する。
 - ・帰国者・接触者外来を設置している医療機関
 - ・かかりつけ患者等を診療し、行政検査を委託している医療機関
- ② ①以外のかかりつけ医等の医療機関については、意向を踏まえ、指定要件を満たすものを指定する。
- ③ 指定や解除にあたっては、医療機関の意向や、インフルエンザ等の発生動向、国の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、柔軟に対応する。

2 その他

申請に係る手続きは、保健所による直接の意向確認や簡易な意向調査など医療機関の負担軽減に配慮する。

また、この方針に定めるもののほか、本指定等に関する重要な事項については、新型コロナウイルス感染症対策専門会議の意見を聞き、決定する。

3 施行日

この方針は、令和2年10月14日より施行する。

検査体制整備計画について①

	項目	国指針（9/15事務連絡）	道計画のピーク時の見込み方
検査 需要	新型コロナウイルス感染症固有の検査需要（件/日）	実際の陽性者数が最大新規陽性者推計を上回っている場合は改めて推計	現在の新規陽性者の状況から、既定値どおり
	インフルエンザ流行に伴う発熱患者等の検査需要（件/日）	平成26～29年度の年間平均インフルエンザ抗原定性検査数×0.1（1割※）÷6日（診療日数） ※検査数の1割がピーク時の1週間に集中	指針に基づき算定
相談 体制	相談対応できる かかりつけ医療機関（ピーク時）	かかりつけ医等の医療機関を確保	意向調査等で把握した医療機関数
	受診・相談センターの電話回線数（人口10万人あたり）（ピーク時）	症状悪化により夜間、土日に受診を要する方等のために、帰国者・接触者相談センターを受診・相談センターとして体制を維持・確保	相談実績や今後の体制強化を考慮し算定
	受診・相談センターの電話応答率（ピーク時）		相談実績や今後の体制強化を考慮し算定

検査体制整備計画について②

	項目	国指針（9/15事務連絡）	道計画のピーク時の見込み方
検体採取	診療・検査医療機関の検体採取対応力（件/日）（ピーク時）	以下を踏まえた最大限の稼働を前提 ・クラスターが発生している地域等において、その期間、医療機関や高齢者施設等の入院・入所者全員を対象とする検査の実施 ・一定の高齢者等への市町村による検査 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ピーク時の発熱者等診療・検査医療機関の見込数×1日あたり件数 ・PCR検査センターの新規開設等
	検査センターの検体採取対応力（件/日）（ピーク時）		
検査（分析）能力	地方衛生研究所・保健所の検査能力（件/日）（ピーク時）	以下に対応する能力を確保することが必要 ・新型コロナウイルス感染症固有の検査需要を少なくとも1割程度上回る能力 ・インフルエンザ流行に伴う発熱者等の検査需要	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生研究所等での検査機器整備等 ・民間検査機関や発熱者等診療・検査医療機関の検査機器整備等 ※検査方法は抗原定性検査（抗原検査キット）の普及を考慮
	民間検査機関の検査能力（件/日）（ピーク時）		
	大学、医療機関等の検査能力（件/日）（ピーク時）		